

# 「市河文書」註釈稿 (二)

牛山佳幸

## (8) 関東下知状

信濃國中野郷内五郎能成屋敷名田等事

右、名田拾町并當所居住屋敷所<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>安堵<sub>一</sub>也、所従等事、付<sub>レ</sub>田如<sub>レ</sub>元令<sub>ニ</sub>召仕<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>止<sub>ニ</sub>四郎妨<sub>一</sub>之状、依<sub>レ</sub>仰下知如<sub>レ</sub>件

(二〇四)  
建仁四年二月廿一日

遠江守(花押)

## △積文△

信濃國中野郷内五郎能成屋敷名田等の事

右、名田拾町并當所居住屋敷を安堵せしむ所なり、所従等の事、田に付して元の如く召仕わせしむべく、四郎の妨げを止めせしむべきの状、仰せに依りて下知件の如し

建仁四年二月廿一日

遠江守(花押)

## △語釈△

屋敷 ここでは土居・堀之内などと同義で、荘官や地頭などの領主的支配の中核となった免租地のこと。通例、周囲を堀または土塁

を巡らした方形の区画からなり、内部には母屋・納屋・馬屋・馬場・鎮守社などがあつたほか、田畑・在家を含むこともあつた。

名田 平安後期から中世を通じて、荘園や国衙領を構成した土地制度上の基本単位。領主は年貢・公事を名田単位に賦課するのを原則とした。名田の規模や経営方法には地域差があり、畿内では耕地の集積からなる数町程度の百姓名が一般的であつたのに対して、辺境では在家や山林・原野なども包摂する数十町にも及ぶ領主名的性格のものが多かつた。本文書の名田も十町からなり、地域的にみても後者の辺境型の一例としてよいだろう。

所従 下人・所従と併称された、中世における農奴的農民。中世身分制の中で百姓と共に被支配者層を成したが、百姓が年貢・公事を負担する自由民であつたのに対して、下人・所従は主人に隷属して農業労働や雑役に従事した。一般に相続・譲渡の対象となるなど、人格は認められていなかったが、のちには次第に解放されるものも現われた。

四郎 中野四郎。五郎能成の兄らしいが実名は不明。『吾妻鏡』によると、建久六年(一一九五)三月十日、頼朝の東大寺供養の時に中野五郎と共に名を列ね、建仁二年(一一二〇)正月三日の御弓場始に二番射手として所見し、さらに建仁三年(一一二〇)九

月二日、比企能員が誘殺された時には北条時政に召されている。ちなみに、この事件のあと、四郎に中野郷が与えられなかった点にも、能成と北条氏とのもとの結びつきがうかがえよう。建仁四年 二月二十日に元久と改元している（『改元部類記』）。

△翻刻△

『信濃史料』第三卷五〇五、六頁、『新編新編信濃史料叢書』第三卷五頁、『鎌倉遺文』一四三四号

(9) 関東下知状

信濃國中野郷内能成内作壹町捌段事

右、名田拾町屋敷者、先日被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>了、内作壹町捌段、同可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>能成<sub>一</sub>之状、依<sub>二</sub>鎌倉殿仰<sub>一</sub>、下知如<sub>レ</sub>件

元久元年三月十九日

遠江守平（花押）

〔付箋〕「かまくらとの、御下ちとつたりみみからのとの、」

△釈文△

信濃國中野郷内能成内作壹町捌段の事

右、名田拾町・屋敷は、先日御下文を成せられたぬ。内作壹町捌段、同じく能成に付せしむべきの状、鎌倉殿の仰せによりて、下知件の如し

△語釈△

内作 うちつくり。手作と同義で、屋敷の周囲に設けられた領主直営の田地か。とすれば、門田・佃・正作・前田などとほぼ同様の性格を有するもの。

捌 八。ちなみに、壹（壹）一、式一、参一、肆一、伍一、五、陸一、六、柒（漆）一、七、玖一、九、拾一、十

△翻刻△

『信濃史料』第三卷五〇六、七頁、『新編新編信濃史料叢書』第三卷五頁、『鎌倉遺文』一四四一号

(10) 北条義時袖判御教書

五月卅日ねのときに申されたる御ふみ、けふ六月六日さるのときにとうらい、五月つこもりの日、かんへらをせめおとして、おなじきさ

〔北条義時〕  
（花押）

るのときに、みやさきを、いおとされたるよし、きこしめし候ぬ、しきふのせうをあひまたす、さきさまにさやうにたゝかひして、かたきおひおとしたるよし申されたる、返々しむへうに候、又にしなの二らうむかひたれとも、三百きはかりのせいにて候なれば、なにごとは候へき、又しきふともいまはおひつかせ給候ぬらん、ほくろくたうのてにむかひたるよしきこひ候へ、みやさきのさゑもん・にしなの二郎・かさやのありいしきゑもん・くわさのゐんのとうさゑもん、又しなのけんし一人候とき、候、いかにもして一人ももらさすうたるへく候也、山などへおひいれられて候わゝ、山ふみなともせさせてめしとらるへく候也、さやうにおひおとすほとならへ、

彖中・かゝの・のと・彖ちせんのものなとも、しかしながら御かたへこそまいらむする事なれば、大凡山のあんないをもしりて候らん、たしかにやまふみをしてめしとらるへく候、おひおとしたれはとて、うちすてゝなましひにて京へいそぎのほる事あるへからす、又ちうをぬぎいてゝ、さやうに御けんにもすゝめて、たゝかひして、かたきをゝいおとされたる事返々しむへうにきこしめし候、しんたかおとゝの四らうさ彖もん・六らうなとあひとも、ちうをつくしたるよし、返々しむへうに候、又おのゝ御けんにも、さやうにこころにいれてたゝかひをもし、山ふみをもしてかたきをもうちたらんものにおきてハ、けんしやうあるへく候なり、そのよしをふれらるへく候也、あなかしく

(承久三年 二二二)

六月六日さるのとき 藤原兼佐奉

いちかハの六郎刑ア殿(部)御返事

### 〈漢字仮名交り文〉

(北条義時)  
(花押)

五月卅日子刻に申されたる御文、今日六月六日申刻ニ到来、五月晦日、蒲原を攻め落して、同じき申刻に、宮崎を追い落されたる由、聞し召し候ぬ、式部丞を相待たす、先様に左様に戦ひして、敵を追ひ落したる由申されたる、返々神妙に候、又仁科二郎向ひたりとも、三百騎はかりの勢にて候なれば、何事かハ候へき、又式部殿も今は追ひつかせ給候ぬらん、北陸道の手に向ひたる由聞こい候ハ、宮崎左衛門・仁科二郎・糟屋有石左衛門・花山院藤左衛門、又信濃源氏一人候と聞き候、いかにもし一人も漏らさす討たるへく候也、山

など追ひ入れられて候はゝ、山踏みをもせさせて召し取らるへく候也、左様に追ひ落とす程ならハ、越中・加賀・能登・越前の者なとも、しかしながら御方へこそ参らむする事なれば、大凡山の案内をも知りて候らん、確かに山踏ミをして召し取らるへく候、追ひ落としたれはとて、打ち捨てゝなましひにて、京へ急ぎ上る事あるへからす、又忠を抽いてゝ、左様に御家人をも勧めて、戦かひして、敵を追い落されたる事、返々神妙に聞こし召し候、しんたか弟の四郎左衛門・六郎などと共に忠を尽したる由、返々神妙に候、又各々御家人にも左様に心に入れて戦かひをもし、山踏みをもして敵をも討ちたらん者におきてハ、勲賞あるへく候なり、その由を触れらるへく候也、あなかしく

(承久三年 二二二)

六月六日申刻 藤原兼佐奉

市河六郎刑ア殿(部)御返事

### 〈語釈〉

(花押) 北条義時(一一六三〜一二二四)のもの。北条時政の第二子で、鎌倉幕府第二代執権となるが、この書状は信濃国守護の立場で同国住人市河六郎刑部に宛てたものか。すなわち、佐藤進一氏は文中に、「おのゝ御けんにも、さやうにこゝろにいれてたゝかひをもし、山ふみをもして、かたきをうちたらんものにおきては、けんしやうあるへく候なり、そのよしを触れらるへく候也」とあって、合戦の忠を致すべき旨を同国の一般御家人に通達しているのは、単に幕府の最高権力者である義時が個人の資格において書き送った書状ではなくして、信濃国守護としての管国御

家人指揮官たる権限に基づいて発したものと解せられるとし、本文書を建仁三年比企能員誅死の後を受けて、義時が守護の職に就いたことの徴証としている（『増鎌倉幕府守護制度の研究』八六頁）。

五月卅日 承久三年（一二二二）。同月十五日には、後鳥羽上皇が京都守護伊賀光季を誅し、五畿七道に義時追討命令を出しており、いわゆる承久の乱の幕は切って落されていた（『吾妻鏡』『承久記』など）。幕府軍が東海道・東山道・北陸道の三道に分れて進発したのは同月二十二日から二十五日にかけてからであるが（『吾妻鏡』）、三十日は北陸道大將軍北条朝時が越後府中に到着した日に当たっている（『承久記』）。

ねのとき（子刻） 現在の午前零時頃、または午後十一時から午前一時の間の時刻。

さるのとき（申刻） 現在の午後四時頃、または午後三時から五時の間の時刻。

つこもり（晦） 月の最終日、みそか。

かんへら（蒲原） 寒原とも表記。『源平盛衰記』巻二八に「越中越後の境に寒原と云難所あり」、『承久記』上巻に「越中越後ノ界ニ蒲原ト云難所アリ」と見えるように、親不知（現新潟県西頸城郡青海町）の異名と思われる（『日本歴史地名大系15新潟県の地名』四三頁）。新潟県糸魚川市の長野県境に蒲原温泉があるが、これは現在「がまわら」と訓む。なお、浅香年木氏は「越後中央部の蒲原郡」とするが（『治承・寿永の内乱論序説』三七四頁）、

従いがたい。

みやさき（宮崎） 越後との国境に近い越中国の東端に位置する。現富山県下新川郡朝日町宮崎。ここに宮崎党の本拠、宮崎城があった。

しきふのせう（式部丞） 北条朝時（一一九三―一二四五）のこと。朝時は義時の次男で名越氏の祖。式部少丞・同大丞・周防権守・越後守・遠江守などを歴任。將軍実朝の勘気を被り、一時蟄居を余儀なくされたが、和田義盛の乱の時に許されて奮戦、承久の乱に際しては、結城朝広・佐々木信実と共に北陸道大將軍として、越後・越中を転戦し上洛した。

しむへう（神妙） 殊勝である、感心であるの意。現在は「しんみょう」だが、古くは「しんびょう」と訓んだことがわかる。

にしなの（仁科）二郎 仁科盛遠（一一九三―四五か）のこと。『諸家系図纂』によれば中方の子。『仁科系図』では盛兼の子につき、初名を盛朝（『吾妻鏡』ではこの名を用いる）といったが、のち改名したとある。信濃国安曇郡仁科御厨の在地領主。『承久記』によると、盛遠が二子を従えて熊野に参詣した折に後鳥羽上皇の知遇を得て、西面の武士として出仕することになったが、それを伝え聞いた北条義時は、関東御恩の者の院中奉公は不心得であるとして所領二ヶ所を没収した。そこで、盛遠に泣きつかれた上皇が返還を求める院宣を下したが、受け入れられなかったとあり、同書はこの事件が義朝追討令を出すに至ったきっかけの一つであると説話的構成になっている。乱が始まると、京方として六月三日に北陸道に派遣され（『吾妻鏡』）、越中砥波山に陣す

るが、幕府軍に破れた。その後の消息は不明だが、『仁科系図』では近江瀬田で討死するとある。

みやさきのさゑもん(宮崎左衛門) 宮崎左衛門尉定範(生没年未詳)。越中宮崎の領主。源平内乱期に木曾義仲に属して活躍した

宮崎太郎の孫か。承久の乱では京方として糟屋有久・仁科盛遠らと共に北陸道に出陣。砥波山で幕府軍に破れて消息を絶つ。

かさやのありいしさゑもん(糟屋有石左衛門) 『吾妻鏡』同年六月三日条にみえる糟屋左衛門尉有久に該当する。『承久記』諸本

に「糟屋有名左衛門」とあるのは誤記であろう。この呼称についてだが、同上系図によると有久の弟、有長の幼名が乙石丸であったことが知られ、『吾妻鏡』同年六月八日条所見の糟屋乙石左衛門尉がそれに当たることから類推して、幼名を「有石丸」と言ったことに因むものではないか。糟屋氏はもともと相模国大住郡糟屋荘を本領とした東国後家人だが、有季が比企氏事件の時には「能員聿」として比企氏側について討死しており(「糟屋系図」)、また有久の妹が一条能保の子の高能に嫁して、京方張本公卿の一人となった一条能氏を生んでいる(『尊卑分脈』)ところから、北条氏に不満を持つ在京武士の主力になっていたと推察される。なお、石井進氏は、糟屋兄弟が特に北陸道方面に向けられたことについて、「父有季がかつて比企一族軍団の有力者で、藤内朝宗以後の何時か、北陸道のある国の守護として在任していた因縁を買われたため」であろうと推測されている(「比企一族と信濃、そして北陸道」『信濃の歴史と文化の研究』(二)黒坂周平先生喜寿記念論文集)所収)

くわさのあんのとうさゑもん(花山院藤左衛門) 「花山院」と言

えば、一般的には藤原氏北家道長流の家忠を祖とする家名が想起されるが、武家の苗字には見当らない。ただ、前項でも触れたように、糟屋有季の女(有久・有長兄弟の姉妹)が頼朝の妹婿一条能保の子の高能に嫁して、京方の一人となる一条能氏を生んでいることが注目され、この一条氏の別名が「花山院」であったことによるものではないかと推測される。五撰家の一つとは異なるこの一条氏の家名の起こりについては、従来「京都一条」に居住していたことによるとされるのみで、邸宅の位置についてははっきりしていないが、「東京一条第」とも呼ばれた小一条院が「花山院」(東一条第)の西隣りに位置していたことが知られ、この付近にあったことが想定されるからである。つまり、「花山院藤左衛門」の名乗りは、有久・有長の甥に当たり、かつ兄弟が親しく近侍したこの能氏の家名に因むものということになる。浅香山木氏もこのように考えられてか、「かさやのあらいしさゑもん」(くわさのあんのとうさゑもん)の二人は、それぞれ、いずれかが糟屋左衛門尉有久と糟屋乙石左衛門尉有長に相当するものと考えられる」とされているが、前項で指摘したように「かさやのありいしさゑもん」が有久に当たるので、この人物はむしろ有長か、糟屋四郎左衛門尉久季(『吾妻鏡』同年六月三日条に所見)に比定できるのではないだろうか。

しなのけんし(信濃源氏) 平安末期までに信濃国に土着していた源氏としては、木曾義仲以外に佐久郡の平賀氏、水内郡の若槻氏、高井郡の井上氏、高梨氏、更級郡の村上氏、埴科郡の屋代氏、筑

摩郡の岡田氏、捧氏、犬甘氏、伊那郡の片桐氏などが知られる。

ここでいう信濃源氏が誰に当たるかについては、村上氏とする小林計一郎氏の説がある（「村上氏について」『信濃中世史考』所収）。幕府開創期には村上氏のことを『吾妻鏡』に頻出するのに、承久の乱前後頃から鎌倉期を通じて史料上に所見されなくなるのは、村上氏が京方に属したために没落したのではないかとするものだが、必ずしも積極的な根拠になりうるとは思われず、いまのところ不明とせざるをえない。

山ふみ（山踏み） 山狩りのこと。

しかしながら ことごとく。

大凡 おおよそ。

なましいに うかつに、かりそめに、中途半端に。

しんた・四らうさゑもん（四郎左衛門）・六らう（六郎） いずれ

も市河六郎刑部の郎等か。

けんしゃう（勸賞） 恩賞を与えること。

藤原兼佐 伝不詳だが、『吾妻鏡』貞応二年九月五日条、同年十二

月二十日条に見える「藤内所兼佐」と同一人物であろう。義時の

御教書の奉者となっているところから、北条氏の被官とみられる。

いちかわの（市河）六郎刑部 実名不詳。36号文書（元亨元年十月

廿四日市河盛房自筆讓状）に初見する市河六郎助房とは別人。市

河氏については補註参照。

#### △補註▽

市河氏の出自と所領 本文書は『市河文書』中における、市河氏に

個別に伝来した最古の文書である。市河氏はもともと甲斐国出身。甲斐源氏武田氏の祖、義光の子義清が甲斐国に流罪となり、その子孫が市河荘に土着して荘官として成長したらしい。市河荘は巨麻・山梨・八代三郡に散在した大規模な荘園らしく、初見も安和二年（九六九）にさかのぼりうる成立の古いものだが、領域の比定は困難のようである。また、市河氏が現地を一円的に領有していたのかどうかはつきりしない（以上、『角川日本地名大辞典19山梨県』）。市河氏の甲斐国内における動向についても、治承四年（一一八〇）に市河別当行房が安田義定らの甲斐源氏と行動を共にしたことや、寛元二年（一二四四）に市河掃部允入道見西が旧妻藤原氏女と相論し、敗れて甲斐国市河屋敷などの氏女の領掌が認められたことなどが、『吾妻鏡』によって知られるくらいである。

肝心の信濃国との関係だが、本文書によって市河刑部六郎が、承久の乱当時には信濃国御家人と認識されているので、市河氏が信濃国に所領を得たのは、木曾義仲の没落後、もしくは鎌倉幕府成立後間もなくの時期であったと思われる。信濃国における所領で知られるのは、埴科郡船山郷青沼村（『吾妻鏡』寛元二年八月三日条）、更級郡布施御厨中条郷（市河文書、建武三年十二月日市河親宗着到状）、それと南北朝期になって安堵されている高井郡上条牧（同上文書、至徳二年二月十二日斯波義種安堵状）である。このほか、甲斐国以外の他国の所領として、伊勢国光吉名（『吾妻鏡』寛元二年八月三日条）、備前国いや重根月成条（市河文書、元亨元年十月廿四日市河盛房自筆讓状）、豊後国大分郡笠

和郷国分寺十町（内閣文庫所蔵弘安八年豊後国函田帳）などがあ  
る。いづれも承久勲功賞とみられる。

△翻刻▽

『信濃史料』第三卷五七四～五頁、『編信濃史料叢書』第三卷五  
～六頁、『鎌倉遺文』二七五三号

（一九九二年二月三〇日 受理）